（返納された個人番号カードの廃棄）

第十七条　個人番号カードの返納を受けた市町村長は、返納された個人番号カードを廃棄しなければならない。

（個人番号カードの利用）

第十八条　法第十八条第二号に掲げる者が、同条の規定により個人番号カードを利用するときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。

2　法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構

二　地方公共団体に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第十八条第一号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関

三　地方独立行政法人に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方独立行政法人

第四章　特定個人情報の提供

第一節　特定個人情報の提供の制限等

（特定個人情報を提供することができる住民基本台帳法の規定）

第十九条　法第十九条第六号の政令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第十二条第五項（同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条の七第一項又は第三十条の三十二第二項の規定その他主務省令で定める同法の規定とする。

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二十条　情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号（以下「情報提供用個人識別符号」という。）を、総務大臣から取得することができる。

2　情報照会者等は、情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、機構に対し、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他総務省令で定める事項（次項において「通知事項」という。）を通知するものとする。

3　前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、情報照会者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に通知事項を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十条において同じ。）を機構に送付する方法

4　機構は、情報照会者等から第二項の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

5　前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

6　総務大臣は、第四項の規定による通知を受けたときは、総務省令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、次に掲げる要件に該当する情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、同項の情報照会者等に対し、通知するものとする。

一　第四項の住民票コードを変換して得られるものであること。

二　前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

三　当該情報照会者等が取得した他のいずれの情報提供用個人識別符号とも異なること。

四　第二項の特定の個人について他のいずれの情報照会者等が取得した情報提供用個人識別符号とも異なること。

7　前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（情報照会者による特定個人情報の提供の求め）

第二十一条　情報照会者による法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めは、総務省令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して総務大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

（特定個人情報を提供することができる地方税法等の規定）

第二十二条　法第十九条第八号の政令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は国税に関する法律の規定は、同法第四十八条第二項、第七十二条の五十九又は第二百九十四条第三項の規定その他主務省令で定める同法の規定とする。

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十三条　法第十九条第八号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること。

二　提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること。

三　前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

（社債等の発行者に準ずる者）

第二十四条　法第十九条第十号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受託者又は同法第百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人

二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人

三　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第四十二条第一項第三号に規定する優先出資社員名簿管理人

四　会社法（平成十七年法律第八十六号）第百二十三条に規定する株主名簿管理人又は同法第六百八十三条に規定する社債原簿管理人

五　信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十八条に規定する受益権原簿管理人

（社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十五条　法第十九条第十号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること。